

犬猫の飼い主さんへ 避妊・去勢手術をおすすめします!

動物の子どもはとてかわいいものです。

でも…何匹まで飼えますか?

最期まで飼えますか?

生まれてからどうしよう…では遅いですよ!

子犬や子猫が産まれたら困る、

という飼い主さんには、

犬猫の避妊去勢手術をおすすめします。



京都動物愛護センター
マスコットキャラクター
京(きょう)ちゃん

京都動物愛護センター
マスコットキャラクター
都(みやこ)ちゃん

動物を捨てたり、虐待すると
「動物の愛護及び管理に関する法律」
により罰せられます。

- 動物をみだりに殺し、又は傷つけた場合、5年以下の懲役、又は500万円以下の罰金。
- 虐待(※)を行った場合、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金。
※みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること。みだりに、給餌もしくは給水をやめ、酷使し、又はその健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で飼養もしくは保管すること。自己が飼養し、又は保管する動物で、疾病にかかったり、負傷したものの適切な保護を行わないこと。排せつ物の堆積した施設又は他の動物の死体が放置された施設で、自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することなど。
- 動物を遺棄した場合、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金。

京都市では、(公社)京都市獣医師会会員の動物病院で実施する
飼い犬・飼い猫の避妊・去勢手術に対し、



犬(オス・メス共)
2,500円

猫(オス・メス共)
2,500円



を補助しています。(公社)京都市獣医師会からも同額が補助されます。

※補助できる犬・猫の数には限りがありますので、ご希望時に補助できない場合があります。

※詳細については、手術を受ける前に、裏面の動物病院へお問い合わせください。



京都市
CITY OF KYOTO

京都市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



犬・猫についてのご相談は医療衛生センター又は京都動物愛護センターへ

医療衛生センター
電話番号

☎746-7211(北区, 上京区, 左京区, 東山区)
☎746-7212(中京区, 下京区)

☎746-7213(山科区, 南区, 伏見区)
☎746-7214(右京区, 西京区)

動物の飼い方については、京都動物愛護センター(☎671-0336 ※木曜休み)まで御相談ください。

京都市保健福祉局医療衛生企画課
令和4年3月発行
京都市印刷物第035021号